

総合事務所化による地域力の向上

鹿児島県

人口：1,728,554人

面積：9,044.34km²

担当部署：人事課行政管理室

概要

道州制にも対応できる分権型の県土を形成するため、平成19年4月に84の出先機関を総合事務所化（7ヵ所：5地域振興局、2支庁）し、組織のフラット化、人員の削減に努めるとともに、総合事務所に財源と権限を与え、地域における県政の総合拠点として地域力の向上に努めている。

選定理由

（総務省コメント）

厳しい財政状況、分権型社会が進む中で、出先機関に権限と財源を移譲し、地域における総合拠点として住民サービス向上、地域振興に努めている事例。組織・人員のスリム化を図り経費削減を行うと同時に、総合拠点とすることで、一元的対応を可能にし、住民サービスの利便性向上、業務執行の効率化を図っている点を評価し、選定した。

背景

1 「県政刷新大綱」に基づく行財政構造改革

本県の財政は、非常事態ともいえるべき危機的な状況に直面しており、財政再建団体となる水準まで財源不足額が拡大することが確実な状況であったことから、今後の県政の基本方針として、概ね 10 年程度の中長期的な視点に立って、あるべき行財政構造改革の姿やその実現に向けた改革の方向性を示す「県政刷新大綱」を平成 17 年 3 月に策定し、この大綱に基づく行財政改革に取り組むこととし、簡素で効率的な組織機構改革を整備する必要があった。

2 「力みなぎる・かごしま」の実現

分権型社会にあって、本県の特性を生かした県政を展開していくため、県政の推進目標である「力みなぎる・かごしま」の実現に向けた各種の施策を展開する必要がある。

3 市町村合併の進展

市町村合併の進展により、市町村数がそれまでの 96 から平成 17 年度末には、49 になる見込み（21 年度末には 43 の見込み。）で、県都鹿児島市が 60 万人の都市となるとともに、新たに 10 万人以上の都市が誕生するなど市町村の規模・能力が拡大しつつあった。

4 情報通信手段の飛躍的な発展や交通網の整備

情報通信手段が飛躍的に発展し、多様な情報を容易にかつ迅速に入手することができるようになるとともに、道路交通網の整備等により、県民の経済活動や生活行動は広域化しつつあった。

5 今後の公共サービスの提供の在り方

行政運営体制のスリム化を図り、限られた財源をより効果的・効率的に配分するため、民間委託を推進するとともに、地方分権の担い手として意欲を持つ市町村に対して、それぞれのニーズに合った権限・財源の移譲等を進めていた。

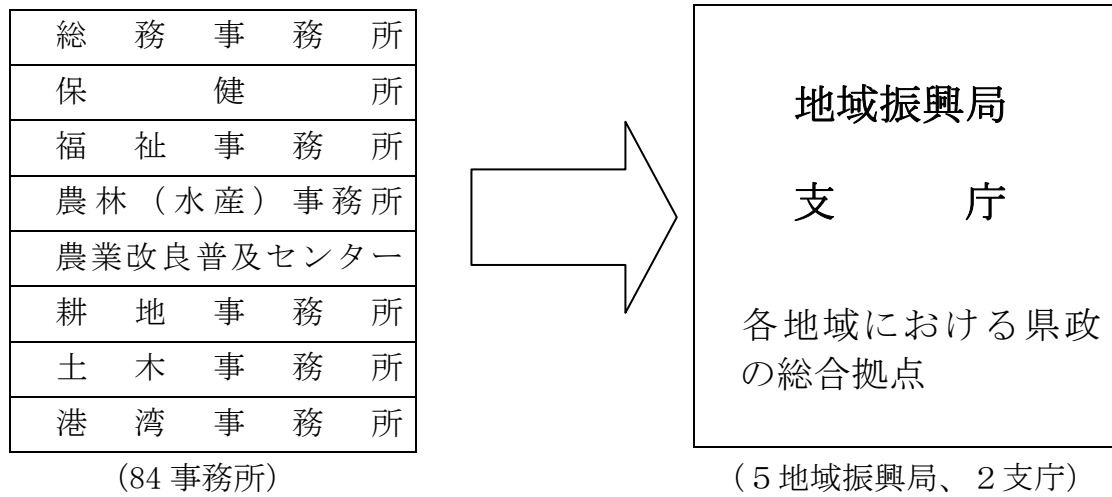
さらに、県や市町村と地域の自治会、ボランティア、NPO 等が協議して、公共サービスを提供する「共生・協働の地域社会づくり」を推進していた。

このような県政を取り巻く内外の情勢が大きく変化しつつあることを踏まえ、平成 17 年 12 月に組織機構改革の基本的な方向性を示す「組織機構改革方針」を策定するとともに、この方針に基づき出先機関の所管区域を広域化し、総合事務所化を図るなど出先機関の組織機構改革を円滑に実施するため、平成 18 年 12 月に「総合事務所設置計画」を策定し、当該計画に基づき平成 19 年 4 月に総合事務所（地域振興局・支庁）を設置した。

具体的内容

【地域振興局・支庁の設置（平成 19 年 4 月）】

1 総合事務所化した出先機関

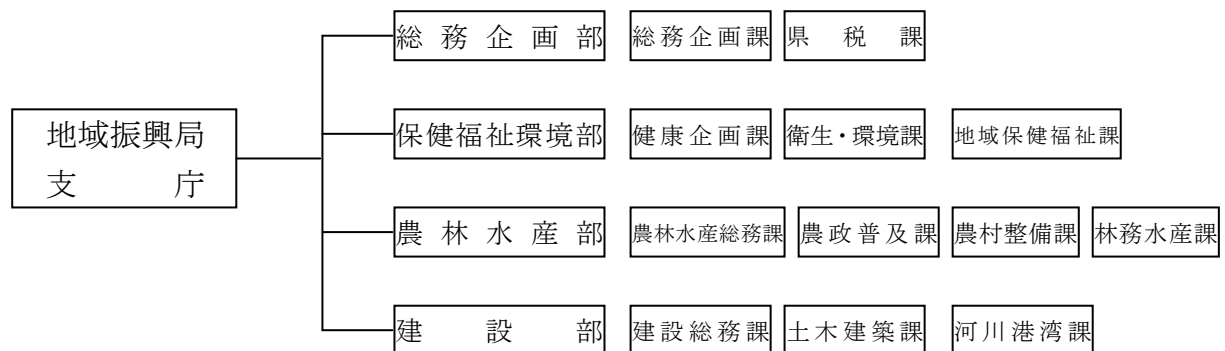


2 位置及び所管区域

名 称	本所の位置	所 管 区 域
鹿児島地域振興局	鹿児島市	鹿児島市、日置市、いちき串木野市、鹿児島郡（5 市村）
南薩地域振興局	南さつま市	枕崎市、指宿市、南さつま市、南九州市（4 市）
北薩地域振興局	薩摩川内市	阿久根市、出水市、薩摩川内市、薩摩郡、出水郡（5 市町）
始良・伊佐地域振興局	加治木町	霧島市、伊佐市、始良郡（6 市町）
大隅地域振興局	鹿屋市	鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、曾於郡、肝属郡（9 市町）
熊毛支庁	西之表市	西之表市、熊毛郡（4 市町）
大島支庁	奄美市	奄美市、大島郡（12 市町村）

(平成 21 年 12 月 31 日現在)

3 組織体制（標準例）



※ 最終的な組織体制の確立時期

組織体制を県民の方々に十分周知する必要があることや設置する庁舎の規模等に鑑み、平成 19 年度から 21 年度までの 3 年間を経過措置期間とし、平成 22 年 4 月に最終体制を確立することとしている。

取組中の課題・問題点

総合事務所化に伴い、本所へ集約される事務所等の所在する市町村、関係機関等からの事務所存続に対する要望等に対し、労力を要した。

工夫点

総合事務所は、地域の特性や住民ニーズに即した総合的かつ高度な行政を迅速に進めるための各地域における県政の総合拠点として位置づけられることを踏まえ、その機能を発揮するための取り組みを行った。

1 県民サービスコーナーの設置

県民の利便性向上や積極的な情報提供による開かれた県政を推進するため、「県民サービスコーナー」を設置し、総合事務所の総合案内や県政に係る各種相談、各種申請への対応のほか、情報公開に係る一元的な対応等を行うこととした。

2 地域行政懇話会の設置

地域の特性や住民ニーズを的確に把握し、それらを施策に反映させるための市町村との情報交換を行うとともに、市町村との密接な連携による効率的・効果的な業務執行のための調整等を行うため、所管区域の市町村長、局長・支庁長及び各部長を構成員とする「地域行政懇話会」を設置した。

3 企画調整会議の設置

総合事務所の各部が有する情報の共有化を図るとともに、部横断的な業務を執行するための調整、重要事項の協議・調整等を行うため、局長・支庁長及び各部長等を構成員とする「企画調整会議」を設置した。

4 危機事象に対する一元的な対応

災害をはじめとする危機事象発生時において、局長・支庁長の下に災害に関する情報を迅速に集約し、本庁各部局や市町村、防災関係機関等に伝達する体制をとった。

5 権限委譲

総合事務所の所管とすることにより、県民の方々の利便性の向上や効率的な業務執行が図られる業務については、本庁各部局から総合事務所への権限委譲を推進することとした。

6 財源措置

平成 20 年度から地域振興局・支庁が自ら企画立案し、地域固有の課題解決や地域活性化策に取り組めるようにするため、新たに地域振興推進事業を創設し、1 地域振興局・支庁あたり、ソフト事業 1 千万円、ハード事業 1 億円、合計 7 億 7 千万円を枠予算として計上している。

【地域振興推進事業の事例】



⇧展望施設の整備：南さつま市高崎山



⇧ラッピング列車の走行：カツオ号



⇧お茶のモニター調査



⇧野菜のマッチングフェア

7 執行権限の強化

地域振興局長・支庁長の工事の執行権限について、従来の旧土木事務所長 8 千万円未満、支庁長 1 億円未満を、本庁部長並みに一律 2 億円未満まで執行できるよう権限を強化した。

効果

1 職員数の縮減

平成 19 年 4 月の地域振興局・支庁の設置に伴い出先機関が統合され、役職の重複の解消や業務の効率的な執行体制が整備（スケールメリット）されたことにより、平成 18 年 4 月（2,902 名）に対し、平成 21 年 4 月時点（2,444 名）では、458 名の職員が縮減された。

2 権限委譲

平成 19 年度から 20 年度にかけて、過疎債・辺地債の起債協議など 75 事務を、更に平成 21 年度には、景観行政団体の協議・同意、商店街振興に関する事務など 11 事務を本庁から権限委譲した。

3 地域別将来ビジョンの策定

各地域振興局・支庁が、それぞれ地元市町村や関係団体と連携しながら、それぞれ地域の特性に応じた課題や将来に向けた取り組みの方向性などを明らかにするものである。

各地域振興局・支庁においては、平成 20 年 7 月に策定に着手し、局・支庁内にワーキンググループを設けるとともに、管内市町村との意見交換会や地元有識者との懇談会の開催等を通じて様々な意見をもらい、その反映を図っていくこととしており、平成 21 年度中に策定することとしている。

住民（職員）の反応・評価

1 迅速かつ効果的な体制の確立

地域行政懇話会の開催や地域振興推進事業の創設などにより、地域の特徴的、広域的な課題に対して、総合的な把握と迅速かつ効果的な対応が可能となった。

2 危機事象に係る一元的な対応

局長・支庁長の指示に基づく迅速かつ効果的な災害対策の実施や市町村等との連携の強化などにより、危機事象に対する一元的な対応が可能となった。

3 県民サービスの向上

本庁から地域振興局・支庁への事務・権限の委譲等により、県民の利便性が向上し、効率的な業務執行が可能となった。

フォローアップ

地域振興局・支庁の地域課題や動向を把握するために、以下の取り組みを行っている。

1 県政推進会議の開催

本庁各部局と地域振興局及び支庁との相互連携による地域の特性や住民ニーズに即した総合的な行政を推進するため、知事、副知事、本庁各部局長、地域振興局長、支庁長から構成される「県政推進会議」を年4回開催し、地域振興局・支庁に係る県政の重要事項等について、意見交換を行っている。

2 地域行政懇話会、企画調整会議の結果報告

各地域振興局・支庁ごとに設置されている地域行政懇話会（年2回以上開催）や企画調整会議（毎月1回以上開催）の結果概要を会議終了後、各地域振興局・支庁から提出してもらい、各地域の地域課題や動向の把握に努めている。

今後の課題

地域振興局・支庁については、平成19年4月に設置したところであるが、組織体制を県民の方々に十分周知する必要があることや設置する庁舎の規模等に鑑み、平成19年度から21年度までの3年間を経過措置期間とし、平成19年度に集約や移転を行わなかった出先機関については、その業務を所管する支所等を引き続き設置しているところである。

平成22年4月の最終体制の確立においては、これらの支所等については、農林水産部や建設部の一部の業務について、駐在機関として存置するほかは、本所へ集約することとしており、現在、集約する庁舎の改修工事や各種準備作業を行っているところであり、円滑に組織体制の整備に向けた作業を進めることとしている。

今後取り組む自治体に向けた助言

総合事務所化により集約される事務所の所在市町村においては、職員数の減や県民サービスの低下等に対する懸念が示されることが予想されることから、関係する首長や地方議員、関係団体等に対し、十分な説明等を実施する必要がある。

アドレス

<http://www.pref.kagoshima.jp/>